

令和3年

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

第254回臨時会

11月29日開会

11月29日閉会

第 254 回

仙南地域広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和 3 年 11 月 29 日(月曜日)

出席議員(15名)

1番 小川正人君	2番 佐久間儀郎君
3番 渡邊誠君	4番 星守夫君
5番 村山一夫君	6番 齋藤英之君
7番 管原研治君	8番 村上満君
9番 岡崎隆君	10番 佐久間克明君
11番 遠藤実君	12番 佐藤洋治君
13番 高橋たい子君	14番 大坂三男君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 一條功君

欠席議員(3名)

2番 佐久間儀郎君	12番 佐藤洋治君
14番 大坂三男君	

説明のため出席した者

理事長 滝口茂君	理事長職務代理者 山田裕一君
理事 黒須貫君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 齋清志君
理事 大沼克巳君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 蜂谷洋君
教育長 船迫邦則君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 水戸卓司君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 向山恒雄君	滞納整理課長 半沢正宏君
介護保険課長 大内豊君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐々木保方君	次長 佐久間幸男君
管理課長 遠藤次男君	予防課長 二瓶忠弘君
警防課長 向山政克君	教育次長 加藤雅章君
業務課長補佐 佐藤貴之君	

事務局職員出席者

事務局 局長 阿部浩司君 書記 小針久美子君

議事日程

令和3年11月29日(月) 午後4時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について(公用車(高規格救急自動車)の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について)
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について(公用車(高規格救急自動車)の事故に係る和解について)
- 第5 第19号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第20号議案 仙南地域広域行政事務組合職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 第21号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
第22号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午後4時24分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

- 報告第2号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）
- 報告第3号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る和解について）
- 第19号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第20号議案 仙南地域広域行政事務組合職員ゝの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第22号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

午後4時 開会

○議長（小川正人君） これより、第254回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、2番佐久間儀郎君、12番佐藤洋治君、14番大坂三男君から欠席の届出があります。

ただ今の出席議員は15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番渡邊誠君、10番佐久間克明君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小川正人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（公用車（高規格救急自動車）の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（小川正人君） 日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 本日ここに、第254回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議をしていただきますことに対し、厚くお礼申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から理事会に委任されております交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関するもので、理事会において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

事故の概要であります。本年7月30日、日産プリンス宮城販売株式会社白石店の駐車

場において、白石消防署の職員が運転する高規格救急自動車が、同敷地内に駐車してあった車両に接触する物損事故を起こしたものであります。

この事故により、当組合の車両に損傷はありませんでしたが、相手方車両のフロントバンパーに損傷を与えたことから、保険会社を通じた話し合いの結果、相手方に過失はなく、当組合が相手方に18万7,220円の損害賠償金を支払うことで、10月16日付けで専決処分書のとおり和解いたしましたものであります。

なお、損害賠償金の支払であります。当組合が加入しております保険会社により対応するものであります。以上、御報告申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、報告第2号の専決処分の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について公用車（高規格救急自動車）の事故に係る和解について

○議長（小川正人君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 報告第3号、専決処分の報告についてであります。

本件は、報告第2号と同様に議会から理事会に委任されている交通事故に係る和解に関するもので、理事会において専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に対し報告するものであります。

事故の概要であります。本年9月6日、救急搬送を終えた角田消防署の高規格救急自動車が、角田市毛萱地内の蔵王さくらロードを走行していたところ、センターライン上を走行してきた対向車とお互いのサイドミラーを接触する事故に遭ったものであります。

この事故により、お互いの車両のサイドミラー及びサイドガラスに損傷がりましたが、幸い負傷者はありませんでした。

保険会社を通じた話し合いの結果、相手方車両がセンターラインを越えて走行していたことにより発生した事故であることから、当組合には過失はなく、相手方が当組合に対し車両の修理代6万8,794円を支払うことで、11月15日付けで専決処分書のとおり和解いたしましたものであります。以上、御報告申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、報告第3号の専決処分の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認めます。以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 第19号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第20号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

○議長（小川正人君） 日程第5、第19号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び第20号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。
理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第19号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び第20号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本年8月、人事院は国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の特別給、期末手当については、年間の支給月数を0.15月分引き下げることとし、令和3年度においては12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については同様に年間支給月数を0.15月分引き下げた上で、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう勧告を行い、月例給については改定を行わない旨の報告をしております。

また、宮城県の人事委員会も県に対し、同様の勧告をしているところでございます。当組合におきましては、これまでも人事院や県の人事委員会の勧告に準じて助役及び一般職職員の給与や期末手当等の改定を行ってきたことから、今年度もこれら勧告どおり、助役及び一般職職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第19号議案、組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び第20号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この二つの条例は、理事長の提案理由にありますとおり、人事院勧告に準じ、組合助役及び一般職職員の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

はじめに、第19号議案、組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。これは、条例改正の新旧対照表となっております。

まず、第1条関係を御覧いただきたいと思います。第4条で定めております期末手当につきまして、100分の10、0.10月の引き下げを行うため、期末手当の支給割合を100分の157.5に改めるほか、御覧のとおり文言の整理を行うものであります。

この改正により、ボーナスの支給月数を年間3.35月から3.25月に改定しようとするもの

であります。

なお、この第1条関係につきましては、公布の日から施行することとしており、本年12月に支給する期末手当から適用しようとするものであります。

次に、その左の第2条関係の新旧対照表を御覧願います。第2条関係では、来年度以降に支給する期末手当について、6月期及び12月期において均等に支給するため、支給割合を100分の162.5に改めるものです。

なお、この第2条関係は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、第20号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。

参考資料の2ページをお開き願いたいと思います。条例改正の新旧対照表となっております。

まず、第1条関係を御覧いただきたいと思います。第20条第2項では再任用職員以外の職員の期末手当につきまして、100分の15、0.15月の引き下げを行うため、期末手当の支給割合を100分の112.5に改めるものです。

この改正により、ボーナスの支給月数を年間4.45月から4.30月に改定しようとするものであります。

次に、同条第3項の改正であります。こちらは再任用職員に係る期末手当の支給割合の改正となっております。100分の10、0.10月を引き下げるため、期末手当の支給割合を100分の62.5に改めるものです。

なお、この第1条関係につきましては、公布の日から施行することとしており、本年12月に支給する期末手当から適用しようとするものであります。

次に、その左の第2条関係の新旧対照表を御覧願います。この第2条関係では、来年度以降に支給する期末手当につきまして、6月期及び12月期において均等に支給するための改正となっております。

第20条第2項では再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合を100分の120に改め、同条第3項では再任用職員の期末手当の支給割合を100分の67.5に改めるものであります。

なお、この第2条関係は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

最後になりますが、会計年度任用職員の期末手当についてであります。職員の給与条例の規定を準用することとしておりますので、そちらの方の改正の必要はございません。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小川正人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第19号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び

旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第20号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第21号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第3号)

第22号議案 令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

○議長（小川正人君） 日程第6、第21号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第22号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第21号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号及び第22号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計補正予算の概要であります。当組合助役及び一般職職員の給与条例の改正や人事異動などに伴う人件費の補正を行うものであります。

なお、両会計に係る歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、それぞれの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小川正人君） 続いて詳細説明を求めます。向山企画財政課長。

○企画財政課長（向山恒雄君） それでは、理事長の命によりまして、第21号議案及び第22号議案の詳細説明を申し上げます。

令和3年度予算書11月補正を御用意願います。

なお、詳細説明につきましては、両会計とも第1表歳入歳出予算補正について、御説明申し上げます。各費目、所属ごとの説明につきましては、割愛をさせていただきますので、

あらかじめ御了承願います。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

はじめに、第21号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号でございますが、先ほど理事長の提案理由にもございましたが、職員の給与条例の改正に伴う減額及び人事異動に伴う過不足額を補正いたすものでございます。

なお、一般会計全体では、減額補正となりますことから、予備費を同額、増額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては、変更はございません。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

補正予算書2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正について、御説明申し上げます。1款1項議会費から6款1項教育総務費までの人件費補正額の合計は、5,632万6,000円の減額でございます。

なお、同額を8款予備費に増額補正いたしておりますことから、補正額につきましては、ゼロといたしているところでございます。

また、一般会計におきまして、補正後の予備費の額が9,899万4,000円とかなり大きい数値となっておりますが、この予備費につきましては、今後、12月補正におきまして、調整を図って参りたいと考えております。以上が、一般会計補正予算となります。

続きまして、補正予算書29ページをお開き願います。

第22号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号でございます。一般会計同様、職員の給与条例の改正に伴う減額及び人事異動に伴う過不足額を補正いたすものでございます。

なお、特別会計におきましても、減額補正となりますことから、予備費を同額、増額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては、変更はございません。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、30ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項仙南芸術文化センター費におきまして、人件費68万9,000円を減額するとともに、3款予備費におきまして、同額を増額補正いたしておりますことから、補正額につきましては、ゼロといたしているところでございます。以上が、仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。

以上で、第21号議案、第22号議案の説明を終わります。よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川正人君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第22号議案、令和3年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川正人君） 起立総員であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第254回仙南地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後4時24分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。
令和3年11月29日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 小川 正人

署名議員 渡邊 誠

署名議員 佐久間 克明